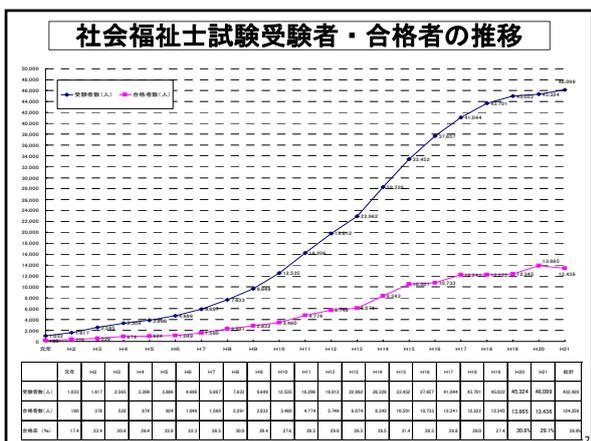
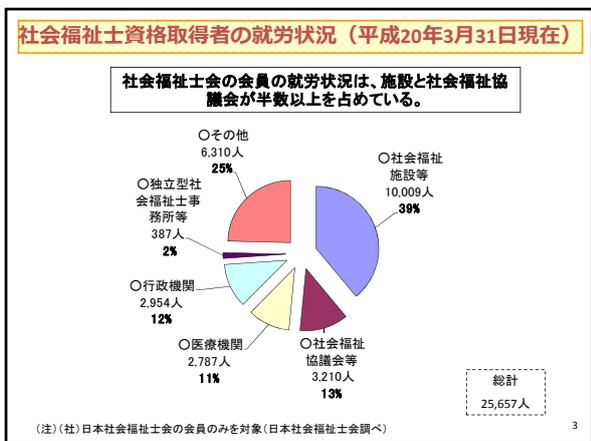


大学・大学院における社会福祉教育 —現状と課題—

大阪市立大学 大学院
白澤政和

1





今後の社会福祉士養成の大きな枠組

- 第一の側面
社会のニーズに応えられる優秀な人材をいかに養成するか
- 第二の側面
社会に向けての側面であり、社会福祉士なりソーシャルワーカーをいかに社会のニーズをキャッチし、それに応えられるよう外部に対して働きかけていくか

第1の側面と第2の側面は「車の両輪」

7

今後の活動方向

- 法改正でのカリキュラム・実習・演習改革に加えて
衆議院の附帯決議の具体的な内容の実践
- ①福祉事務所での社会福祉士の登用、
 - ②社会福祉施設の施設長や生活指導員等での社会福祉士の任用の促進、
 - ③司法・教育・労働・保健医療分野での社会福祉士の職域拡大、
 - ④専門社会福祉士の創設、
 - ⑤国家試験の見直し、
 - ⑥実習指導体制の充実を図る、

8

第1の側面(教育の課題)

- ①法改正に基づく教育の推進
- ②国家試験制度の見直し
- ③実習指導体制の充実

9

**第2の側面
(社会のニーズに応えた人材を輩出)**

- ①福祉事務所での雇用
- ②社会福祉施設といった福祉の機関・団体・施設での雇用
- ③保健医療、教育、司法、労働等の他領域での職域拡大

10

**社会福祉士養成教育での
今後の基本的な方向**

- 実践能力がある人材養成に向けた基礎づくり
- ①新たに始まるカリキュラムやシラバスの準備、
- ②演習・実習担当教員を養成するために、演習・実習担当教員養成講習会への参加、
- ③新たな実習先の依頼等で、実習指導担当者の設定
- ④社会的には、社会福祉士国家資格にあり方についての見直しの報告書

これらはミニマムであり、自らの独自性を発揮するために、必要とされる科目を追加したり、演習や実習時間の拡大は、大いに歓迎

11

今後の社会福祉士養成教育での課題

- ①人権や豊かな人間性を備え、国際性や情報テクノロジーにも優れた人材を輩出していくためには、教養教育の課題
- ②今回の改革では、ジェネリックなソーシャルワーカーとして社会福祉士を位置づけてきたが、スペシフィックな側面をどのように養成していくのかの課題
- ③ソーシャル・アドミニストレーションやソーシャルポリシーと言われる、社会福祉政策の立案から社会福祉事業の経営・運営教育の課題
- ④アジア(日本・韓国・中国)での社会福祉士資格の互換性についての課題

12

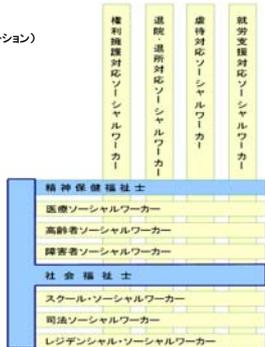
日本学術会議での対応

- 「学士課程教育の構築に向けて(審議のまとめ)」(平成20年3月25日 中央教育審議会大学分科会制度・教育部会)を受け、
- 日本学術会議に対して、「大学教育の分野別質保証の在り方に関する審議」依頼
- 現在、参酌基準として、社会福祉学についても審議し、提案する予定(2~3年かける)
- 日本社会福祉教育学校連盟のアクレデーション案との調整

13

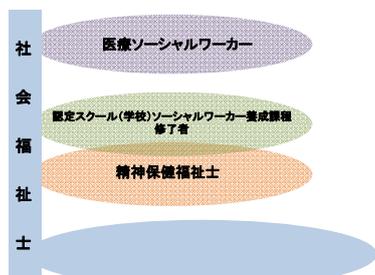
スペシフィック教育に向けての 日本学術会議社会福祉学分科会の提案

■ 認定資格(アクレデーション)
■ 国家資格



14

国家資格(社会福祉士・精神保健福祉士)と 認定スクール(学校)ソーシャルワーカー養成課程修了との関係



15

認定スクール(学校)ソーシャルワーカー養成課程の現状と課題

- 初年度10校が実施、次年度も10校程度が追加されるのではないか
- 学生からの人気が高い 制限をしているが、応募者が多い
- 社会福祉士会での「認定スクール・ソーシャルワーカー」の制度化と連動→就職と常勤化

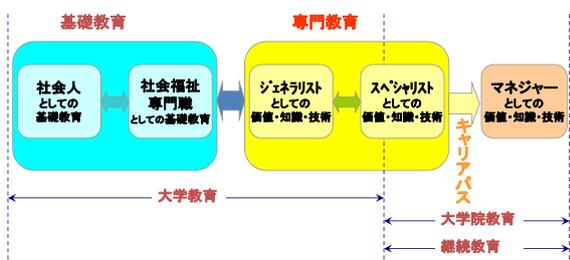
16

新たなスペシフィック教育への支援

- 認定施設ソーシャルワーカー課程の新設(社会福祉士養成校協会)
- 認定施設ソーシャルワーカー資格制度に連動させる(日本社会福祉士会)
- エビデンスをもとに介護保険や障害者領域での「加算」の獲得を目指す

17

図4 社会福祉専門職養成の教育体系(案)



18

ソーシャルワーク全体としての資格制度の体系化

- 社会福祉士というジェネリックな視点を基礎にして、さまざまな領域で応用能力をもったソーシャルワーカーを養成
- 社会的に認知、評価され、さらには雇用される仕組みが必要
- 社会福祉士を土台にして、追加的な実践能力が高い人材養成となるべく教育内容の質を担保することが不可欠

19

今後の社会福祉資格でのキャリアパス

■ 国家資格
■ 認定資格



20

「専門社会福祉士」の方向

- このカリキュラムは、社会福祉士としての能力確認に加えて、「スーパービジョン論」「施設マネジメント論」「地域マネジメント論」「会議運営論」「法人経営管理論」といった科目習得が必要
- スーパーバイザー（中間管理職）や施設長になっていく

21

社会福祉士のキャリアパスの方向性



22

行政や社会福祉施設などでの
社会福祉士の採用に向けて

23

福祉事務所の職員に占める社会福祉士の数

福祉事務所における職員の社会福祉士資格所持率は極めて低い。

職 種	人員数	うち社会福祉士数	所持率
所 長	1,226	12	1.0%
次 長	34	4	11.8%
課 長	340	32	9.4%
係 長	2,352	88	3.7%
査 察 指 導 員	305	8	2.6%
生 保 担 当 現 業 員	11,372	318	2.8%
二 法 担 当 現 業 員	359	4	1.1%
五 法 担 当 現 業 員	7,185	282	3.9%

(注)「福祉事務所現況調査」厚生労働省社会・援護局総務課(平成16年10月1日現在)

24

①福祉事務所等の行政での社会福祉士の登用

- 自治体で、社会福祉士資格所帯者なり社会福祉士国家試験受験資格取得予定者に限定した試験制度の普及
- 新カリキュラム「就労支援」といった科目も作られており、生活保護受給者の自立支援能力を学生に身につけさせる教育

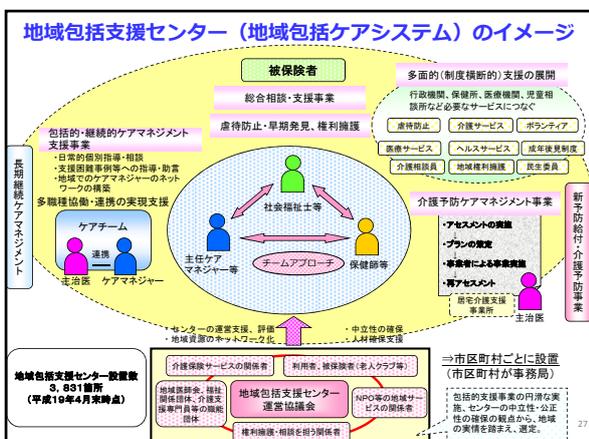
福祉事務所や児童相談所で、実践能力を有する社会福祉士取得者を輩出 → 社会福祉士が福祉事務所や児童相談者で配置すべきという法案を準備

25

最近の動向

- 行政での社会福祉士採用試験が急増している。地域包括支援センターに始まり、他のセクションに配置されつつある。→ 保健師のような採用状況を作り出していく。
- 福祉職採用試験(教育学・心理学・社会学も可)に対する、社会福祉士採用枠の提案をしていく。あるいは、相談援助に関する試験問題を課すことを提案していく。

26



27

②社会福祉施設の施設長への 社会福祉士の任用の促進(2)

- 施設長には経営面、管理面、教育面での素養が必要
- 社会福祉士養成教育だけではそうした素養をもった人材を養成しきれない。
- 専門社会福祉士は、管理面、経営面、教育面での素養を身につけられるようなものとし、社会福祉士資格取得者が専門社会福祉士資格を得て、施設長などの管理職へのキャリアパスの道を作っていく必要がある。

31

保健・医療、教育、司法、労働領域での職域開拓での新展開

32

①保健医療の領域

- 中央社会保険医療協議会が2008年度診療報酬改定を答申したが、社会福祉士に退院調整加算・後期高齢者退院調整加算に診療報酬がつく
- 医療ソーシャルワーカーが診療報酬を得られる範囲の一層の拡大が必要
- 現在、DPC対象病院の機能評価係数に、「患者当たりの医師、歯科医師、看護師、薬剤師、管理栄養士、社会福祉士の数の割合」を入れることが協議されている。(中医協)
- 医療ソーシャルワークの側で、社会福祉士を土台にしなが、医療ソーシャルワーカーとしての専門性を高め、社会から承認を得ていく認定資格が制度化された。(医療社会事業協会)

33

③司法の領域

- 2009年度から、刑務所の中での社会復帰支援（施設内処遇）78カ所の全刑務所全てに社会福祉士が配置され、少年院の一部にも配置。社会内処遇としては、全国の更生保護施設の半数近くに社会福祉士や精神保健福祉士を配置
- 新カリキュラム「更生保護」が新たな科目として位置づけられているが、実習・演習を中心として、司法領域で仕事ができる人材の養成

37

福祉の支援が必要な刑務所出所者の現状

厚生労働省 社会・援護局

刑務所

- 親族等の受入先がない満期釈放者は約7,200人。うち高齢者又は障害を抱え自立が困難な者は約1,000人。(平成18年法務省特別調査)
- 65歳以上の満期釈放者の5年以内刑務所再入所率は70%前後と、64歳以下の年齢層(60%前後)に比べて高い(法務省特別調査)。しかも、65歳以上の再犯者のうち約4分の3が2年以内に再犯に及んでいる(平成19年版犯罪白書)。
- 調査対象受刑者27,024人のうち知的障害者又は知的障害が疑われる者が410名、療育手帳所持者は26名。知的障害者又は知的障害が疑われる者のうち犯罪の動機が「困窮・生活苦」であった者は36.8%(平成18年法務省特別調査)

刑務所出所後、円滑に福祉サービス(障害者手帳の発給、社会福祉施設への入所など)へとつなぐための仕組みがないことから、**早期に再犯に陥るリスクが高く、対策が必要**

再犯リスク大

刑務所入所中に、出所後困難に福祉へつなげず、社会生活に移行させるための支援ができていない。

地域で生活できない
↓
犯罪を犯し、再度、入所

福祉サービス、住居の設定、就労の確保ができていないまま出所

38

地域生活定着支援センターについて(平成21年度新規事業)

出所直ちに福祉サービス(障害者手帳の発給、社会福祉施設への入所など)につなげるための準備を、各都道府県の保護観察所と協働して進めるため、**地域生活定着支援センターを、都道府県の圏域ごとに1カ所設置**する。

地域生活定着支援センターは、保護観察所と連携して、①出所後に必要な福祉サービス等のコース把握、居住予定地の地域生活定着支援センターとの連絡等の事前調整を行う、刑事施設所在地において果たす役割と、②出所予定者の福祉サービス利用の受入先調整を行う、居住予定地において果たす役割の2つの役割を併せ持つ。

平成21年度予算額
セーフティネット支援対策等事業
費補助金210億円の内訳

厚生労働省 補助(定額)

A県刑務所

A県保護観察所

①事前調整 (保護観察所と連携)

②受入先調整 (A県内に帰住する場合)

＜A県地域生活定着支援センター＞
※実施主体：都道府県(社会福祉法人、NPO法人等に運営委託可)

連絡・調整 (A県刑務所に入所中の者がB県内に帰住を希望する場合)

地域生活定着支援センター

更生保護施設 市町村 福祉事務所

地域包括支援センター

障害相談支援事業所

精神障害者・知的障害者 更生保護施設

福祉施設 福祉協議会

ハローワーク 社会福祉協議会

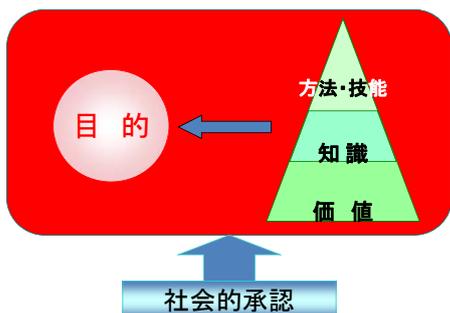
39

④労働の領域

- 可能性の高い職域はハローワーク(職業安定所)
- 就労支援を核にして生活支援を考えていくことが主流
- 福祉事務所で生活保護、障害者施設、在宅の障害者相談支援、母子生活支援施設等では、利用者の就労支援を意識しながら、生活全体の支援
- 12月のハローワークでのワンストップでの就労斡旋や生活保護申請の業務にソーシャルワーカーを配置することを山野井政務官に要望
- 実績を積み上げていくことで、新たな職域の開拓

40

まとめ:今後の社会福祉士発展の方向



41

社会福祉士は誰から承認を得るのか

- ①国や自治体
 - ②雇用団体や個々の雇用機関・団体
 - ③職能団体や養成団体
 - ④利用者
- (Elizabeth M. Timberlake, Generalist Social Work Practice : Strengths-Based Problem-Solving Approach)

42

職域の拡大と充実の現状と課題

- ①新たに拡大
 - 教育、更生、労働の領域
 - 行政での社会福祉士に限定した専門職採用
- ②現状の充実
 - 社会福祉施設および介護保険施設の相談員の配置の推進と社会的待遇の充実(例:加算)
 - 在宅サービスの相談員や社協職員での配置の推進と社会的待遇の充実

43

職域拡大に向けての日本の課題

①国や地方自治体

<現状>

- 国** 社会福祉士の国家資格の創設
地域包括支援センターに設置の義務化
- 地方自治体** 社会福祉士に限定した募集をする自治体の増加

<課題>

- 国** 司法領域、教育領域、労働領域での社会福祉士を基礎にする承認を得ていく
- 地方自治体** 社会福祉士の採用
相談事業での社会福祉士資格の要件(例:大阪府のコミュニティ・ソーシャルワーク活動事業)

44

②職能団体や養成団体の現状と課題

- 養成団体は社会福祉士やソーシャルワーカーの社会的承認を得るために何をしてきたのか
- 職能団体は継続教育機能が中心である。社会福祉士の社会的承認を得るために何をしてきたのか。
- 今回の法改正では、法改正の推進や付帯決議のためのソーシャルアクションの実施
- →具体的な社会的承認を得ていくための行動
- **両団体は、自らが社会的承認を与えていくことと、社会的承認を得るために、他に具体的に承認してくれるよう働きかける(行政、雇用団体、国民)**

45

③雇用団体への働きかけ

- 社会福祉施設経営者協議会、領域別での協議会（老人福祉施設協議会も含む）、老人保健施設協議会は自ら社会福祉士配置のために動くであろうか。
- 職能団体や養成団体が承認を得られるよう働きかけていく（例：どのような社会福祉士機能を強化すれば、利用者支援や施設マネジメントに役立つか）

46

④利用者や国民からの承認

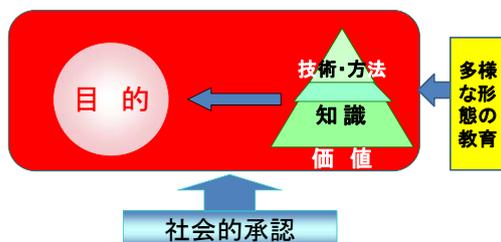
- 国民への社会福祉士の仕事についての啓発事業の推進
- 利用者から社会福祉士が高い評価を得ることで、社会的承認を得る。



- 社会福祉士の実力が試される→大学教育や継続教育の必要性、職場環境の整備、

47

ソーシャルワークの枠組み



結論：職域拡大には赤色部分を強化する原点に戻ることになる。同時に、他に実施しなければならない多くの業務がある

48
